

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業
入札説明書等における用語集

令和 6 年 7 月 31 日

姫路市上下水道局

用語の定義

- (1) 「姫路市」とは、姫路市の行政区域をいう。
- (2) 「市」とは、本事業の発注者である姫路市上下水道局をいう。
- (3) 「本事業」とは、甲山浄水場更新事業のうち新浄水場建設事業をいう。
- (4) 「関連事業」とは、本事業とともに甲山浄水場更新事業を構成する事業であり、導水管布設工事、導水管布設（その２）工事、一次造成工事、甲山高区配水池送水ポンプ室建設工事、既設甲山浄水場導水ポンプ仮設工事、甲山低区配水池送水管布設工事、既設甲山浄水場沈砂池外更新工事をいう。
- (5) 「先行工事」とは、基本設計完了後に詳細設計の完了（令和９年９月）を待たずに施工する土木工事をいう。
- (6) 「本施設」とは、本事業により整備する対象施設の全体をいう。
- (7) 「本業務」とは、乙がこの契約に基づいて実施する業務であり、調査業務、設計業務、建設業務及び設計・建設に関連する業務の総体をいう。
- (8) 「調査業務」とは、要求水準書第２の１に規定する調査業務の総体をいう。
- (9) 「設計業務」とは、要求水準書第２の２に規定する設計業務の総体をいう。
- (10) 「建設業務」とは、要求水準書第２の３に規定する建設業務の総体をいう。
- (11) 「設計・建設に関連する業務」とは、要求水準書第２の４に規定する設計・建設に関連する業務の総体をいう。
- (12) 「契約金額」とは、設計対価及び建設対価の合計額をいう。
- (13) 「設計対価」とは、契約金額のうち調査業務及び設計業務の対価に該当する部分をいう。
- (14) 「建設対価」とは、契約金額のうち建設業務の対価に該当する部分をいう。
- (15) 「乙型 JV」とは、本事業で構成員が組成する分担施工方式の共同企業体をいう。
- (16) 「甲型 JV」とは、乙型 JV の中に組成する建設業務の共同施工方式の共同企業体をいう。
- (17) 「参加申込者」とは、本事業の資格審査書類を提出する乙型 JV をいう。

- (18)「入札参加者」とは、参加申込者のうち入札参加資格審査を通過した者をいう。
- (19)「落札者」とは、本事業を落札した入札参加者をいう。
- (20)「事業者」とは、本事業に関して市と設計・建設工事請負契約を締結した落札者をいう。
- (21)「入札説明書等」とは、本事業の入札において公告日以降に市が公告した書類一式（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、設計・建設工事請負契約書（案）及び当該資料に係る質問回答書）の総称をいう。
- (22)「入札説明書」とは、本事業の事業者を総合評価落札方式による一般競争入札により募集及び選定するにあたり、入札手続き等について示した書類をいう。
- (23)「要求水準書」とは、入札説明書等のうち、本事業に係る要求水準を示した要求水準書及びこれに関する質疑回答をいう。なお、事業提案書に基づいてこの契約の締結時までに要求水準書が変更された場合又はこの契約に基づき要求水準書が変更された場合は、それらの変更を含むものとする。
- (24)「落札者決定基準」とは、本事業の落札者を決定する方法及び基準を示した書類をいう。
- (25)「様式集」とは、入札説明、資格審査、技術的対話、事業提案等に関し、提出書類の様式を定めた書類をいう。
- (26)「資格審査書類」とは、入札説明書等に基づき参加申込者が提出する資格審査に必要な書類をいう。
- (27)「事業提案書」とは、本事業の入札において、乙が提出した事業提案書その他の本事業に関する提案が記載された書面のすべて（ただし、その後に甲の同意を得てこれらの書類が変更された場合は当該変更後の書類）をいう。
- (28)「設計図書」とは、基本設計図書及び詳細設計図書をいう。
- (29)「調査報告書」とは、入札説明書等及び事業提案書に基づき、乙が作成する調査業務に係る報告書をいう。
- (30)「基本設計図書」とは、入札説明書等及び事業提案書に基づき、乙が作成する基本設計図書をいう。
- (31)「詳細設計図書」とは、入札説明書等及び事業提案書に基づき、乙が作成する詳細設計図書をいう。

- (32)「設計成果物」とは、調査報告書、基本設計図書、詳細設計図書その他乙が設計した工事目的物の施工及び仮設の施工に必要な成果物又はそれらの一部をいう。
- (33)「事業者審査委員会」とは、甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業における入札参加者の審査において、技術審査を行う新甲山浄水場建設事業者審査委員会をいう。
- (34)「市内業者」とは、法人にあつては本店等（法人にあつては主たる営業機能を有する本店、個人にあつては主たる事業所をいう。以下同じ。）が姫路市内にあり、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあつては住所及び本店等が姫路市内にあり、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者をいう。
- (35)「設計・建設工事請負契約」とは、本事業の設計及び建設に関する事項を定めた契約をいう。
- (36)「浄水処理施設」とは、原水を浄水処理する一連の施設（着水井、粉末活性炭吸着設備、混和池、フロック形成池、凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池）をいう。
- (37)「薬品注入施設」とは、浄水処理工程で使用する薬品を注入する一連の施設（凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備）をいう。
- (38)「排水処理施設」とは、排水及び浄水汚泥を処理する一連の施設（排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機）をいう。
- (39)「送水施設」とは、浄水を浄水場から配水池に供給する一連の施設（送水ポンプ設備）をいう。
- (40)「点検」とは、土木構造物、建築構造物、機械設備、電気計装設備について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を確認することをいう。
- (41)「補修」とは、部分的に劣化した部位・部材又は機器を整備することにより、それらの性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (42)「修繕」とは、劣化した部位・部材を新しいものに取り替えることにより、それらの性能及び機能を初期の状態又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。